

占領下公民館史研究序説 (14)

—— 制定時社会教育法における教育長に関する規定の形成と J. M. ネルソンの役割 ——

An Introduction of the Study on the History of Citizens' Public Hall Under the Occupation (14)

—— *The Formation of the Regulation on the Superintendent of Education in the Social Education Law Enacted Originally and the Role of J. M. Nelson* ——

大田 高輝 *Takateru Ohta*
(音楽学部教養部会)

はじめに

憲法・1947年教育基本法制など戦後日本の教育改革が本格化する以前の1946(昭和二十一年)年7月、戦後日本の新しい社会教育機関が構想された。それが公民館である。本研究「占領下公民館史研究序説」は、この新しい社会教育機関である「公民館」が、連合国軍による占領の下で、どのような協議を経て、構想化され、普及化され、法制化されていったのかという事実を、歴史的視点から極めて実証的な研究方法で、その全体像の跡づけを行う研究である。

本研究「制定時社会教育法における教育長に関する規定の形成と J.M. ネルソンの役割」の研究課題は、公民館運営に影響を及ぼす教育委員会事務局の教育長に関して制定時社会教育法において規定されるにあたって連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)民間情報教育局(CI&E)教育課(Education Division)成人教育担当官(Adult Education Officer) J.M. ネルソン(John Monninger Nelson)がどのような役割を果たしていかなる影響を与えたのかについて実証的に明らかにしていくところにある。

本論文の研究方法は、研究課題に迫るうえでネルソンの構造的な認識が明示されているネルソンの博士論文⁽¹⁾を基礎としながら、必要に応じて社会教育法草案を援用し、中核部分は第一次資料であるネルソンの会議記録⁽²⁾で跡づけすることにおく。

なお、本論文の構成は、以下の通りとする。

まず(1)では、制定時社会教育法の前提となり、CI&Eでも非常に重視されていた教育委員会法に関して、ネルソンがその要点をどのようにとらえていたのかについて、ネルソン論文の記述を再構成する形で紹介する。

次に(2)では、社会教育法草案の変遷過程において、教育長にかかわる規定がどのように取り上げられていったのかについて、先行研究に学びながら跡づけしていく。

最後に(3)では、制定時社会教育法審議過程でネルソンが具体的にどのような関与をして教育長の規定形成に影響を与えたのかについて、ネルソンの会議記録の整理をしながら明らかにしていく。

(1) 教育委員会法に関するネルソンの認識

①教育委員会法の意義に関するネルソンの認識

1946 (昭和二十一年) 年 4 月 29 日ネルソンの着任⁽³⁾当初から CI&E 全体の教育改革の核心は「民主主義化」と「地方分権化」にあった⁽⁴⁾。教育委員会法 (法律第一七〇号、一九四八年七月十五日公布施行) は、その「民主主義化」と「地方分権化」を具体的に制度化したものであった。

ネルソンは、教育委員会法について、まず「この法律は、各地方で選出される教育委員会の設置を規定し、そして教育委員会の責任のなかに、『社会教育に関すること』(第四九条一四)を含んでいた。新しく設置された委員会は、それまで都道府県知事、市町村長によって任命され責任を負っていた官吏によって行使されていた〔ある程度の成人教育への責任を含む〕教育上のあらゆる権限をひきついだ⁽⁵⁾(カッコ内、原文)、〔カッコ内、原文〕」と切り出している。そしてこの説明の注釈として、「教育委員会の設置と委員の選任に関するこの法律の諸規定は以下の通りである。／ (設置) ／ 第三条 教育委員会は、都道府県及び市 (特別区を含む。以下同じ。) 町村にこれを設置する。但し、町村は、必要がある場合には、一部事務組合を設けて、その組合に教育委員会を設置することができる……／ (委員) ／ 第七条 都道府県教育委員会は七人の委員で、地方教育委員会は五人の委員で、これを組織する。／ 2 第 3 項に規定する委員を除く委員は、公職選挙法 (一九五〇 (昭和二十五) 年法律第一〇〇号) の諸規定に従って、日本国民たる地方公共団体の住民がこれを選挙する。……／ (任期) ／ 第八条 選挙による委員の任期は四年とする。……⁽⁶⁾(カッコ内、原文)」と教育委員会法の規定を丁寧に紹介している。

ネルソンが公民館構想の検討過程で自ら示唆した公民館委員の公選制⁽⁷⁾の理念がここに受け渡され、法律として明確に位置づけられている。

②教育委員会法に関するネルソンの重視の認識

先のネルソン論文における教育委員会法の説明は、ネルソン論文「第四章 成人教育計画 (一九四六年—一九五〇年)⁽⁸⁾(カッコ内、原文)」の「I 日本における成人教育計画の法的枠組 (一九五〇年八月)⁽⁹⁾(カッコ内、原文)」の「A 成人教育に関する諸法の規定⁽¹⁰⁾」に記されている。

その「成人教育に関する諸法の規定」の中で、ネルソンは、まず「1 日本国憲法⁽¹¹⁾」を置き、次に「2 教育基本法⁽¹²⁾」に言及し、「3 学校教育法⁽¹³⁾」に触れたあとで、「4 教育委員会法⁽¹⁴⁾」として説明している。ちなみに、続く「5 文部省設置法⁽¹⁵⁾」、「6 社会教育法⁽¹⁶⁾」、「7 図書館法⁽¹⁷⁾」までで締めくくっている。

上記の諸法のうち、ネルソンが社会教育法に最も紙幅を割いて解説していることは言うまでもない。その次にネルソンが紙幅を割いて紹介しているのが、「4 教育委員会法」なのである。

その説明の中で、ネルソンは、先に見た（設置）、（委員）、（任期）に加えて、（権限）、（事務局）、（事務局の部課）、（教育委員会の所管）、（教育長の責務）、（経費の負担）、（経費の補助）、（予算の編成）、（予算の執行）、（教育委員会と地方公共団体の長又は議会の関係）にまで各条文を紹介しながら言及している⁽¹⁸⁾。

先にも、CI&E 全体の教育改革の核心が「民主主義化」と「地方分権化」にあり、その中核にあるのが「教育委員会法」であることを見ておいたが、成人教育担当官であったネルソンもまた「教育委員会法」を大いに重視していたことが見て取れる。

③教育委員会法における教育長の規定に関するネルソンの認識

ネルソンは、その博士論文の中で、教育委員会法における教育長の規定にかんして次のように述べている。「教育長は、成人教育の一定の責任をうけもった⁽¹⁹⁾」。そして、（教育長の責務）として「第五二条の三 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。／ 二 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推薦することができる。／ 三 教育長は、教育委員会の事務局を総括し、及びその職員を指揮監督する⁽²⁰⁾」という文言について本文で言及している。

上記のネルソンの教育委員会法における教育長の規定に関する認識は、一般的なものであり、特にこの博士論文の段階において殊更重視しているとは言い難い。しかし、以下に見ていく社会教育法草案の変遷過程を踏まえたうえで、制定時社会教育法草案審議過程でネルソンがどのような言動に至ったかに思い致せば、教育委員会法における教育長の規定をネルソンが受けて、その教育長の役割を「指導者養成」重視の方策を冠しながらいかに大きなものとして期待していたかが明確となっていく。

(2) 社会教育法草案の変遷過程における教育長の位置づけ

①教育委員会法制定以前の変遷

先行研究⁽²¹⁾によれば、教育委員会法制定以前の社会教育法草案としては、「第一案社会教育法（昭和二十二年四月一日）⁽²²⁾」と「社会教育法草案第二案（昭和二十二年六月十日）⁽²³⁾」が確認されている。

社会教育法草案の変遷における教育長の位置づけが明確にわかるのは、社会教育委員との関連、公民館職員との関連、公民館委員会・公民館運営審議会との関連などにおいてである。

まず、社会教育委員と教育長との関連の変遷をみていく。残念ながら、「第一案社会教育法」においては、目次には「第一章 総則」に「社会教育委員」の項目が立てられているが、資料的制約から具体的な記述の確認はできない⁽²⁴⁾。次に、「社会教育法草案第二案」では、その第三条で「都道府県教育委員会及び市町村教育委員会はそれぞれ都道府県社会教育委員及び市町村社会教育委員を委嘱することができる⁽²⁵⁾」と記されているのみで、

社会教育委員の委嘱権限を教育委員会に与えることは明記されているが、そこに教育委員会事務局の教育長は権限を与えられていない。

次に、公民館職員と教育長との関連の変遷をみていく。「第一案社会教育法」では、「第三節 公民館」の(八)で「館長及び主事は公民館委員会の推薦により公民館管理者よりこれを委嘱する」と記されている⁽²⁶⁾。教育長どころか教育委員会の位置づけも記されておらず、むしろ社会教育法制定以前には原則となっていた公選制の公民館委員会が推薦の権限を与えられている。また、この時期の公民館管理者とは、市町村長を指していることになろう。次に、「社会教育法草案第二案」では、その第三十七条で「館長及び主事は公民館委員会の推薦により市町村長がこれを委嘱すること」と記されている⁽²⁷⁾。ここでも、公民館職員の推薦権限は公民館委員会に与えられ、委嘱権限は市町村長に与えられている。

さらに、公民館委員会・公民館運営審議会と教育長の関連をみていく。「第一案社会教育法」では、「第三節 公民館」の(六)で「公民館事業の実施運営を担当させるため公民館に公民館委員会をおけなければならないこと」と記されている⁽²⁸⁾。公民館構想⁽²⁹⁾の当時から、公民館委員会は「実施運営」機関として期待されており、次の記述同じく(七)の(イ)の「館長は公民館委員会の決定に基づき事業の実施にあたる⁽³⁰⁾」を併せて読むとき、この時期には、教育委員会の権限とは別個に公民館委員会が公民館運営の第一義的権限を有することとされていたのである。次に、「社会教育法草案第二案」では、その第三十五条で「公民館事業の実施運営を担当させるため公民館に公民館委員会を置かなければならないこと」と記されている⁽³¹⁾。ここでも、公民館委員会が「実施運営」機関として期待されており、公民館運営の第一義的権限を有していることは、次の記述同じく第三十六条の第二項「館長は公民館委員会の決定に基づき事業の実施に当ること⁽³²⁾」を併せて読めば明らかであろう。但し、この草案ではじめてその第三十五条の続きとして、「公民館を有する市町村に於いては、市町村社会教育委員が公民館委員を兼ねることができること⁽³³⁾」とも記されており、社会教育委員が公民館委員を兼ねる場合、その委嘱権限は後に市町村教育委員会に与えられることになっていくのである。

②教育委員会法制定直後の変遷

教育委員会法制定直後の変遷として、先行研究に学びながら見ておかなければならないのが、「社会教育法草案第五案(昭和二十三年十二月十五日更生)」である⁽³⁴⁾。

前記の視点を踏襲して見ていこう。まず社会教育委員会と教育長の関連である。「社会教育法草案第五案」では、その第十五条で(社会教育委員の構成)として「教育委員会に社会教育委員を置く。／社会教育委員は、教育委員会が教育長の推薦により、社会教育関係団体の代表者及び学識経験者の中より委嘱する」と明記されている⁽³⁵⁾。教育委員会が社会教育委員を委嘱する場合、教育長の推薦によることが、教育委員会法制定直後の社会教育法草案でははっきりと位置づけられているのである。この点が本論文の核心部分へと

つながっていくところである。

「社会教育法草案第五案」において、公民館職員と教育長の関連について見ていこう。同草案では、まず第三十一条（公民館の職員）で「公民館に館長その他必要な職員を置く。／ 館長は公民館を代表し、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行う外、所属職員を監督する。／ 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育委員会法第六十六条第四項の職員とする⁽³⁶⁾」と記され、続いて第三十二条（同前）で「公民館の館長その他必要な職員は、市町村の設置する公民館にあつては、教育委員会法第四十五条第四項の規定により、市町村の教育委員会が、法人の設置するものにあつては、当該法人の代表者が、これを任命又は委嘱する。／ 法人の設置する公民館において、公民館運営委員会の承認を得たときは、法人の代表者を以て館長とすることができる⁽³⁷⁾」と記されている。ここで明らかなことは、公民館の職員については、制定された教育委員会法との関連を非常に意識していることである。教育委員会法第六十六条とは（学校その他の教育機関の職員）に関する規定であり、「都道府県及び市町村に校長、教員及び学校の事務職員を置く」と規定されており、第四項では「教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な職員を置く」と規定されている⁽³⁸⁾。この規定によって、公民館が教育委員会の所管の学校以外の教育機関であるということが明確となる。教育委員会法第四十五条とは（事務局の職員）に関する規定であり、「都道府県教育委員会の事務局に、指導主事、教科用図書検定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に関する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く。／ 2 地方委員会の事務局には、都道府県委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。／ 3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の条例で、これを定めなければならない。／ 4 第一項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する⁽³⁹⁾」と規定されている。すなわち、教育委員会法第四十五条第二項に該当する公民館の職員は、第四項の規定によって、教育長の推薦により、教育委員会が任命するのであり、ここでも教育長の推薦権限が明確化されるのである。

「社会教育法草案第五案」において、公民館委員会・公民館運営審議会と教育長との関連について見ていこう。この「社会教育法草案第五案」の時点で、教育委員会法の制定を受けて、公民館委員会の名称が初めて「公民館運営委員会」となり、その第二十八条で（公民館運営委員会）として、「公民館に公民館運営委員会を置く。／ 公民館運営委員会は、公民館における各種の事業の企画実施に関し公民館長の諮問に応じ、これに協力する⁽⁴⁰⁾」と記されて、教育委員会所管の公民館の館長の諮問機関と位置づけられるのである。「企画実施その他必要な事務を行う」のは前述のように教育委員会の管轄の下での公民館長を中心とした公民館職員となったのである。さて、同じく第二十九条では（同前）として、「市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営委員会の委員は、左の各号の者につき市町村教育委員会がこれを委嘱する。／ 一、市町村の長、又はその補助機関

たる職員／ 二、市町村議会の議員を代表する者／ 三、市町村内に設置された各学校の長／ 四、社会教育委員を代表する者／ 五、市町村に事務所を有する労働組合、農業協同組合、消費生活協同組合、商工協同組合等の役員をそれぞれ代表する者／ 六、民生委員を代表する者／ 七、市町村内に事務所を有する社会教育関係団体の役員をそれぞれ代表する者／ 八、公民館の運営に特別の関心を有する者／ 前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる代表者の委嘱についてはそれぞれの団体又は機関において互選その他の方法により適任者を推薦させるものとする。／ 第一項の公民館運営委員会の委員の定数、任期、会議その他必要な事項は第二十五条の規定による条例で定める⁽⁴¹⁾と詳細に記されていた。この草案文では、教育委員会の委嘱手続きの前提として、「教育長の推薦」が入り込む余地がないように記されているものと思われる。また、先の社会教育委員の選任に関して、同草案第十六条で（社会教育委員と公民館運営委員会との関係）として、「人口三万を超えない市町村で、公民館を設置する者にあつては、社会教育委員を置かないことができる。／ 前項の場合においては第二十八条に規定する公民館運営委員会の委員が社会教育委員の職務を行う⁽⁴²⁾」という抜け道を用意していることも、この教育委員会法制定直後の草案の特徴として押さえておく必要がある。

③国会審議直前の草案の変遷

ここでは、次節で社会教育法案国会審議中のネルソンの関与とその結果としての制定時社会教育法を見ていく前に、国会審議直前の文部省草案である「文部省議案第十五案（昭和二十四年二月十二日）⁽⁴³⁾」について、その変更要点についてのみ、先行研究に学んでみておこう。

まず、社会教育委員と教育長の関連についてであるが、「文部省議案第十五案」においても、その第十五条第二項で「社会教育委員は、教育委員が教育長の推薦により、社会教育関係団体の代表者及び学識経験者のうちから委嘱する⁽⁴⁴⁾」と記されており、「教育長の推薦」権限については従前の草案と変わりはない。但し、もっと大きな点として、その第十五条第一項が「教育委員会に社会教育委員を置くことができる⁽⁴⁵⁾」という記述になり、社会教育委員が任意設置と変遷していることは注目しておかなければならない。

次に、公民館の職員と教育長の関連についてであるが、もっぱら資料的な制約から明確に「文部省議案第十五案」においてという確定的なことは立証できない⁽⁴⁶⁾が、従前の草案で見た公民館職員の任命時の「教育長の推薦」権限は踏襲されているものと思われる。

最後に、公民館委員会・公民館運営審議会と教育長の関連についてであるが、従前の草案で「公民館運営委員会」と呼称されていたものが、「文部省議案第十五案」においてはその第二十九条で「公民館に運営審議会を置く⁽⁴⁷⁾」と義務設置のまま名称を公民館運営審議会と改められ、その第二項で「公民館運営審議会は、公民館の各種事業の実施に関し公民館長の諮問に応じこれに協力する⁽⁴⁸⁾」と改められた。また前述の「抜け道」に関し

ては、「文部省議案第十五案」では、その第十六条において「人口十万を超えない市町村で公民館を設置するものの教育委員会にあつては、社会教育委員は、第二十九条に規定する運営審議会をもつて充てることができる⁽⁴⁹⁾」と改められて踏襲された。

(3) 制定時社会教育法の教育長関連規定と J. M. ネルソン

①ネルソンと教育長の役割に関する一般的理解

公民館に関わる社会教育法の教育委員会関連の規定の中で、ネルソンが特に重視したのは、教育長の役割である。これまでの研究の中でも、指導者養成をネルソンが重視していることは明らかにしてきた⁽⁵⁰⁾が、その姿勢が公民館に関わる教育委員会の役割の中でも教育長の役割を強調することにつながっているのである。ネルソンの思想の中で、民主主義を確立するためには必ずしも「下から」積み上げることにはこだわらなくても良いという思想⁽⁵¹⁾から、一方では公民館委員のように全市町村民の選挙による民主主義の積み上げももちろん指導しながらも、指導者養成に着目し I F E L (教育指導者養成講習) に力を入れながら公民館長などと並んで、教育長を養成してそこに社会教育の民主主義化を期待しているのである。

ネルソンの教育長に関わる一般的理解は、国会に提出され参議院の文部委員会の検討を受ける社会教育法案に明確に示されていた。1949(昭和二十四)年5月13 & 14日付のネルソン会議報告⁽⁵²⁾によれば、「元々、その法律の第十五条は『社会教育に関する諮問委員は、教育長の推薦に基づいて、教育委員会によつて選出された、社会教育に係る団体、学識のある男女、もしくは経験のある男女から構成される』と書いてある⁽⁵³⁾」と明示されており、社会教育委員の選出に関する教育長の推薦権限を非常に重要なものだとネルソンは考えていた。また、「元々の草案の中の第十七条は、『社会教育の諮問委員会は、社会教育目的に関連する問題に関して教育長に助言するために、次の問題に関連する職務を行う。』と書いてある⁽⁵⁴⁾」とされており、ネルソンが教育委員会の中の事務局の責任者である教育長の権限を非常に重視したからこそ、社会教育委員が直接教育長に助言するという仕組みが必要であると考えたのである。

次に、「元々の草案の第二十八条は、『市町村によつて設置される公民館の館長及び職員は、教育長の推薦により、市町村教育委員会によつて任命される。』と書いてある⁽⁵⁵⁾」とされており、市町村立である公民館の館長及び職員の選出にあたって、それが教育機関の職員であるが故に事務機構上の上司にあたる教育長の推薦権限をネルソンは非常に大切なものであると考えるのである。

以上のように、ネルソンの教育長に関わる一般的理解は、社会教育委員に関しても公民館職員に関しても非常に重要な権限を与えるものとして捉えられている。ネルソンがここまで教育長の権限を重視する理由は、指導者養成(とりわけ I F E L)によって民主主義的に訓練された教育長が社会教育の民主主義化に関しても有用足りうると、ネルソンの基

本思想⁽⁵⁶⁾からしても考えたからである。

②ネルソンと教育長の権限に関する譲歩

先にも見たネルソンの 1949 (昭和二十四) 年 5 月 13 & 14 日付会議記録⁽⁵⁷⁾によれば、先の社会教育法草案の第十五条に関して、「参議院文部委員会は、後の語句 (教育長の推薦に基づいて) に反対し、その削除を示唆した⁽⁵⁸⁾ (カッコ内、筆者)」と記されており、参議院文部委員会は教育長の権限が強くなりすぎるのを恐れて、社会教育委員の選出における教育長の推薦権限を否定しようとしたのである。それに対して、「成人教育担当官 (ネルソン) は、折衷提案として『教育長によつて提出された名簿から』という文言差し替えを示唆した⁽⁵⁹⁾ (カッコ内、筆者)」と記されており、なんとか教育長の推薦権限を残そうとネルソンは提案したのである。そして、その後のいきさつは、「その委員会 (参議院文部委員会) の数人の委員は、これは教育長の手に多くの権限を委ねすぎると感じていた。1949 年 5 月 14 日、長い会議の結果、カーペンター博士と成人教育担当官は、『教育委員会が教育長によつて提出された名簿の人々を満足であると考えない場合には、彼らは教育委員会が望むような追加の名簿を提出するよう教育長に要求する。』という一節の追加に合意した。文部委員会がこの提案を受諾するかどうかに関するいくつかの疑問が残っている⁽⁶⁰⁾ (カッコ内、筆者)」と記されており、ネルソンとしては大幅な譲歩を示したのである。この議論の結果、参議院文部委員会若木委員の修正案として社会教育法案の第十五条は、「(社会教育委員の構成) 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。／2 社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。／一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長／二 当該都道府県又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者／三 学識経験者／3 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。／4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適當であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる⁽⁶¹⁾」とされ、先の会議においてネルソンが提出した修正提案が受け入れられる形で制定時社会教育法は決定されていく。そこでは、ネルソンが非常に重視した社会教育委員の選出における教育長の推薦権限は、直接の推薦の権限としては明記されず、候補者名簿の作成と提出の権限として規定され、教育委員会の候補者名簿再提出の命令権も明記されることとなったが、とにかくにも教育長が、挙げられてくる社会教育委員の候補者の中から候補者名簿に掲載する委員候補者を厳選する権限はネルソンの意向として残されるのである。

次に、先にも見た社会教育法草案の第十七条に関しては、「参議院文部委員会は、『教育長』という文言を削除するよう要望した⁽⁶²⁾」と記されており、ここでも文部委員会は教育長の権限が強くなりすぎるのを恐れて、教育長が介在しないことを要求しているの

ある。それに対して、「教育課は、折衷提案としてその条項が次のように言い換えられることを示唆した。『社会教育の諮問委員会は、教育長を通じて教育委員会に助言するために、次の問題に関連する職務を行うべきである・・・』⁽⁶³⁾」と記されているように、ネルソン及びC I & E教育課の意向としてなんとか教育長の存在意義を社会教育法草案の当該部分に残そうとしているのである。この問題に関するその後のいきさつは、「再び、この折衷の示唆は文部委員会に受諾されなかった。カーペンター博士と成人教育担当官は、次の文の挿入に合意した。『教育委員会は、社会教育の諮問委員会に共同会議でそれと会見することを要求することができる。』⁽⁶⁴⁾」と記されており、こうした修正提案を妥協的に示してでもネルソンは社会教育法草案の当該部分に教育長の役割を明記する文言を残そうとしているのである。この会議の結果、参議院文部委員会若木委員の修正案として、社会教育法草案の第十七条に関しては、「第十七条中、『教育長に助言するため』を『教育長を経て教育委員会に助言するため』に改め、同条第一号を次のように改める。／一 社会教育に関する諸計画を立案すること。／同条に次の一項を加える。／2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる⁽⁶⁵⁾」とされ、ここでも先の会議においてネルソンが提出した修正提案が受け入れられる形で制定時社会教育法は決定されていく。参議院文部委員会は、教育長の権限が強くなりすぎるのを危惧して、当該条文から「教育長」の文言そのものを消し去るように要求したが、ネルソン及びC I & E教育課の修正提案の提出によって、なんとか社会教育法の第十七条にも教育長の役割を明記しておくということがネルソンの意向として受け入れられていくのである。

③ネルソンと公民館職員を選出における教育長の役割

最後に、先に見てきた社会教育委員との関連で教育長の役割に関してネルソンが妥協したのとは対照的に、ネルソンが一貫して譲らなかつた公民館職員を選出における教育長の権限の確保について見ておこう。

先にも見てきたネルソンの1949(昭和二十四)年5月13 & 14日付会議記録⁽⁶⁶⁾によれば、この点に関する社会教育法草案の第二十八条に関しては、「参議院文部委員会は、『教育長の推薦で』という文言を削除することを要望した⁽⁶⁷⁾」と記されており、公民館の館長及び職員を選出に関しても教育長の権限が強くなりすぎないように、文部委員会は公民館職員を選出における教育長の推薦権限をなくすよう要望しているのである。これに対して、まず、「教育課は、折衷提案として、『教育長によって作成された名簿から』という文言への差し替えを示唆した⁽⁶⁸⁾」と記されており、ネルソン及びC I & E教育課としては社会教育委員の選出の際と同じ趣旨の修正提案をして公民館職員を選出における教育長の権限を残そうとしている。

しかし、この点に関するネルソン及びC I & E教育課の対応は社会教育委員の選出の場合と異なっていた。「公民館長は学校長といくらか似た地位にある有給の職員であり、教

育長と非常に密接に仕事をしつつあるであろうから、どんなさらなる折衷もこの条項に関して合意されなかった⁽⁶⁹⁾」と記されており、公民館職員を学校教職員と同様に見なしてその選出における教育長の推薦権限をネルソン及びC I & E教育課は譲らなかった。この会議の結果、第二十八条に関しては、参議院文部委員会若木委員も修正案ではその点について触れず⁽⁷⁰⁾、結果的には制定時社会教育法で「第二十八条 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する⁽⁷¹⁾」と明記され、ネルソンが希望する「教育長の推薦により」という公民館職員の選出における教育長の推薦権限は固持されたのである。

なお、この第二十八条の公民館職員の選出における教育長の推薦権限を明記した条文に続いて、「2 前項の規定による館長の任命に関しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九条に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない⁽⁷²⁾」という公民館長の選出における有名な公民館運営審議会の意見具申権が明記されており、この規定もネルソンが公民館構想の検討過程において公民館長の選出権を公民館委員会に与えることを自ら提案したこと⁽⁷³⁾に由来することも付言しておきたい。

おわりに

「占領下公民館史研究序説」として「制定時社会教育法における教育長に関する規定の形成と J. M. ネルソンの役割」を詳細に検討してきた訳であるが、このように課題を限定しても、なお残した課題は多い。その主要なものをまとめて今後の課題とし、結びとしておきたい。

第1に、本論考において、成人教育担当官であった J. M. ネルソンの認識における教育委員会法の重視の姿勢に関しては管見してきたが、公民館を中心に据えながら社会教育全体に対してこの教育委員会法がいかなる重要な意義を有していたかについては、より総合的な検討が必要となる。

第2に、本論考において、ネルソンの会議記録の跡づけでもって制定時社会教育法における教育長に関する規定の形成経緯を管見してきたが、当時いくつかの大学で教育長格の専門教育行政官を養成するために教育学部が創設（改組）されていった状況も十二分に考慮に入れ、歴史的にこの時期公選制の教育委員会における事務局の教育長の権限を重視することにいかなる意義があったのかについて、より総合的な検討が必要となる。

第3に、本論考を含めてこれまでの「占領下公民館史研究序説」においては、J. M. ネルソンという GHQ / SCAP・CI&E 教育課成人教育担当官の果たした役割に極めて限定して管見してきているが、ネルソンが果たした役割を明らかにすることが、戦後（あるいは占領期）社会教育改革・教育改革研究全体の中でどのように位置づき、いかなる今日的意義を有しているかについて、より総合的な検討・研究が必要となる。

課題は山積している。他日を期したい。

【註】

- (1) J. M. Nelson, 'The Adult - Education Program in Occupied Japan, 1946-1950.' Ph. D. University of Kansas, 1954. なお、この博士論文は、J. M. ネルソン著、新海英行監訳『占領期日本の社会教育改革 (日本占領と社会教育 I)』(大空社、1990年3月)として翻訳されている。
- (2) ネルソンは、他の担当官と同様に、在任期間中の活動を Weekly Report 及び Report of Conference などの形式で記録・報告している。
- (3) EDUCATION DIVISION Weekly Report, 4 May 1946, *Trainor Collection*, Box No. 60, Roll No. 50. なお、この点に関しては、拙稿「占領下公民館史研究序説 (1) - 公民館構想の完成過程と J. M. ネルソンの役割 (前編) -」(『名古屋芸術大学研究紀要 第26巻』2005年3月)参照。
- (4) *Ibid.* 同上論文、参照。
- (5) Nelson, *op. cit.*, pp. 192 - 193. ネルソン、前掲 (1) 書、151 ~ 152 頁。
- (6) *Ibid.*, p. 193. 同上書、245 頁。なお、制定時教育委員会法の条文に関しては、『近代日本教育制度資料 第二十巻』(講談社、1957年8月)、45 ~ 61 頁参照。以下、同様。
- (7) J. M. Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06430. 前掲 (3) 論文、参照。
- (8) Nelson, *op. cit.*, p. 188. ネルソン、前掲 (1) 書、148 頁。
- (9) *Ibid.*, p. 188. 同上書、148 頁。
- (10) *Ibid.*, p. 189. 同上書、148 頁。
- (11) *Ibid.*, pp. 189 - 190. 同上書、148 ~ 149 頁。
- (12) *Ibid.*, pp. 190 - 192. 同上書、149 ~ 151 頁。
- (13) *Ibid.*, p. 192. 同上書、151 頁。
- (14) *Ibid.*, pp. 192 - 196. 同上書、151 ~ 154 頁。
- (15) *Ibid.*, pp. 197 - 198. 同上書、154 ~ 155 頁。
- (16) *Ibid.*, pp. 198 - 214. 同上書、156 ~ 165 頁。
- (17) *Ibid.*, pp. 214 - 216. 同上書、165 ~ 166 頁。
- (18) *Ibid.*, pp. 193 - 196. 同上書、152 ~ 154 頁。
- (19) *Ibid.*, p. 194. 同上書、153 頁。
- (20) *Ibid.*, p. 195. 同上書、153 頁。
- (21) 横山宏・小林文人編著『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、1981年2月、などがその代表的なものとして挙げられる。
- (22) 同上書、65 ~ 70 頁。
- (23) 同上書、70 ~ 77 頁。
- (24) 同上書、65 ~ 66 頁。
- (25) 同上書、71 頁。
- (26) 同上書、69 頁。
- (27) 同上書、74 頁。
- (28) 同上書、69 頁。
- (29) 公民館構想とは、英文で完成したものとしては 1946年7月1日付 "The Citizens' Public Hall (*An Outline of Its Creation and Management*)" (1 July 1946, *CI&E Records*, Box No. 5386, Sheet No. CIE (B) - 02734 ~ 02735) を指し、日本語では「發社一二二號 (二一・七・五、各地方長官宛、文部次官) 公民館の設置運営について」のうちの「公民館設置運営の要綱」(『近代日本教育制度史

料第二十七卷』講談社、1958年3月、201～211頁）及び「公民館設置運営のしおり」（横山宏・小林文人編著『公民館史資料集成』エイデル研究所、1986年5月、11頁参照）を指す。なお、英文については小川利夫・新海英行編『日本占領と社会教育 - 解説と資料 - (日本占領と社会教育Ⅲ)』（大空社、1991年2月）を、日本文に関しては朱膳寺春三『公民館の原点 - その発想から創設まで -』（社団法人全国公民館連合会、1985年3月）も参照。さらに、前掲（3）論文及び拙稿「占領下公民館史研究序説（2） - 公民館構想の完成過程と J. M. ネルソンの役割（後編） -」（名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報第 19 号』2005年3月）も併せて参照のこと。

- (30) 横山他、前掲（21）書、69頁。
- (31) 同上書、74頁。
- (32) 同上書、74頁。
- (33) 同上書、74頁。
- (34) 同上書、77～91頁。
- (35) 同上書、81頁。
- (36) 同上書、84～85頁。
- (37) 同上書、85頁。
- (38) 前掲（6）書、56頁。
- (39) 同上書、52頁。
- (40) 横山他、前掲（21）書、83～84頁。
- (41) 同上書、84頁。
- (42) 同上書、81頁。
- (43) 同上書、91～94頁。
- (44) 同上書、92頁。
- (45) 同上書、92頁。
- (46) 同上書、92頁では、関連する条文が割愛されている。
- (47) 同上書、92頁。
- (48) 同上書、92頁。
- (49) 同上書、92頁。
- (50) 拙稿「占領下公民館史研究序説（5） - 公民館の運営指導の変化と J. M. ネルソンの役割 -」（名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報第 22 号』2008年3月）参照。
- (51) J. M. ネルソンは、前掲（1）書の中で、「人々が民主主義の観念を理解し、民主主義的行動を実践するのを助ける方策は必ずしも『一番下からとりかかる』という方法に限定される必要はない」（Nelson, *op. cit.*, pp. 18 - 22. 同書、17～19頁。）と明言しながら解説している。拙稿「占領下公民館史研究序説（8） - J. M. ネルソンの思想の概観 -」（名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報第 23 号』2009年3月）も参照。
- (52) J. M. Nelson, Report of Conference, 13&14 May 1949, *CI&E Records*, Box No. 5744, Sheet No. CIE(B) - 06384.
- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*

- (56) 註 (51) 参照。
- (57) J. M. Nelson, Report of Conference, 13&14 May 1949, *CI&E Records*, Box No. 5744, Sheet No. CIE(B)
- 06384
- (58) *Ibid.*
- (59) *Ibid.*
- (60) *Ibid.*
- (61) 横山他、前掲 (21) 書、95 頁。
- (62) J. M. Nelson, Report of Conference, 13&14 May 1949, *CI&E Records*, Box No. 5744, Sheet No. CIE(B)
- 06384.
- (63) *Ibid.*
- (64) *Ibid.*
- (65) 横山他、前掲 (21) 書、95 ~ 96 頁。
- (66) J. M. Nelson, Report of Conference, 13&14 May 1949, *CI&E Records*, Box No. 5744, Sheet No. CIE(B)
- 06384.
- (67) *Ibid.*
- (68) *Ibid.*
- (69) *Ibid.*
- (70) 横山他、前掲 (21) 書、94 ~ 96 頁、参照。
- (71) 『近代日本教育制度史料第二十七巻』講談社、1958 年 3 月、69 頁。
- (72) 同上書、69 ~ 70 頁。
- (73) J. M. Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06430. 拙稿「占領下公民館史研究序説 (1) - 公民館構想の完成過程と J. M. ネルソンの役割 (前編) -」(『名古屋芸術大学研究紀要第 26 巻』2005 年 3 月) 参照。